

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊運免第105号

令和7年3月18日

更新時講習の運用について（通達）

見出のことについては、別添「更新時講習の運用について（通達）」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第27号）のとおり、令和7年3月24日から運用することとしたので、各警察署にあっては、本通達に基づいた適切な更新時講習の運用に努められたい。その他の所属にあっては、執務の参考とされたい。

※ 別添「更新時講習の運用について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。